

議案第 33 号

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年条例第 17 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

固定資産の価格に関する不服審査において用いる審査申出書、口頭審理に係る関係者の口述書等への押印及び署名を不要とし、納税者等の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4及び5 (略)</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5及び6 (略)</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>8 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>

<p>(1)から(5)まで (略) (実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略) (議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>い。</p> <p>(1)から(5)まで (略) (実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には<u>次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略) (議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には<u>次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれを署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。